



市 章

大津市公報

平成 29 年 4 月 1 日
号 外 (第 22 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 50 大津市民病院の管理運営に関する規則等を廃止する規則…………… 2
- 51 大津市行政組織規則の一部を改正する規則…………… 2
- 52 大津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則……………12
- 53 大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則の一部を改正する規則……………12
- 54 大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則の一部を改正する規則……………12
- 55 大津市人権啓発推進本部設置規則の一部を改正する規則……………13
- 56 大津市男女共同参画推進委員会設置規則の一部を改正する規則……………13
- 57 大津市行政改革推進本部設置規則の一部を改正する規則……………13
- 58 大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則の一部を改正する規則……………13
- 59 大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則……………14
- 60 大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則……………14
- 61 大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則……………15
- 62 大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則……………15
- 63 大津市公印規則の一部を改正する規則……………16
- 64 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………17
- 65 大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………17
- 66 大津市職員任用規則の一部を改正する規則……………19
- 67 大津市職員の再任用に関する規則の一部を改正する規則……………19
- 68 大津市職員の希望降任に関する規則の一部を改正する規則……………20
- 69 大津市職員互助会設置条例施行規則の一部を改正する規則……………20
- 70 大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………20
- 71 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則……………30
- 72 大津市地価公示図書の見覧の場所及び見覧に関する規則の一部を改正する規則……………31
- 73 大津市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則……………31

○ 訓 令

- 5 大津市民病院看護師宿舎規程等の廃止……………32
- 6 大津市事務決裁規程の一部改正……………32
- 7 市長の権限に属する事務を選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局の職員が補助執行する場合の事務決裁規程の一部改正……………39
- 8 大津市不動産評価委員会規程の一部改正……………39
- 9 大津市建設工事契約審査委員会規程の一部改正……………39
- 10 大津市保健所事務決裁規程の一部改正……………40
- 11 大津市土地利用問題協議会規程の一部改正……………45

○ 告 示

- 67 公印の新調、廃止及び改刻について……………45
- 68 平成 8 年告示第 28 号 (大津市介護老人保健施設事業の業務に係る出納取扱金融機関の指定について) 等の廃止……………47
- 69 平成 21 年告示第 27 号 (大津市屋外広告物条例施行規則別表第 2 第 2 項第 1 号アの表に規定する市長が定める区域について) の一部改正……………48

○ 訓 令

○ 消 防 局 訓 令

- 1 大津市消防局事務決裁規程の一部改正……………48

○ 消 防 局 訓 令

- 2 大津市消防署の組織に関する規程の一部改正……………48
- 3 大津市消防処務規程の一部改正……………50
- 4 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する消防局規程の一部改正……………50
- 5 大津市消防職員服務規程の一部改正……………51
- 6 大津市消防職員安全衛生管理規程の一部改正……………51

○ 教 育 委 員 会 規 則

- 3 大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則.....51
- 4 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則.....52
- 5 大津市教育公務員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....53
- 6 大津市立幼稚園の教員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....53

○ 教 育 委 員 会 訓 令

- 3 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正.....54

規 則

大津市民病院の管理運営に関する規則等を廃止する規則を公布する。
平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第50号

大津市民病院の管理運営に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 大津市民病院の管理運営に関する規則 (昭和42年規則第29号)
- (2) 大津市民病院付属看護専門学校処務規則 (昭和59年規則第 9 号)
- (3) 大津市民病院付属看護専門学校学則 (昭和59年規則第10号)
- (4) 大津市介護老人保健施設の管理運営に関する規則 (平成 8 年規則第16号)
- (5) 大津市介護老人保健施設事業財務規則 (平成 8 年規則第17号)
- (6) 大津市病院事業財務規則 (平成 9 年規則第60号)
- (7) 大津市民病院経営評価委員会規則 (平成24年規則第146号)
- (8) 大津市民病院における医師の臨床研修に係る研修管理委員会設置規則 (平成25年規則第65号)
- (9) 大津市民病院における歯科医師の臨床研修に係る研修管理委員会設置規則 (平成25年規則第66号)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。
平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第51号

大津市行政組織規則の一部を改正する規則

大津市行政組織規則 (昭和61年規則第12号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市民病院及び市民病院付属看護専門学校、介護老人保健施設ケアセンターおおつ並びに」を削る。

第 2 条第 1 項中「企画調整課」を「企画調整課
広域事業調整課」に、「事業管理係」を「施設管理係」に、「住居表示整

備係」を「カード交付係」に、「介護企画係」を「事業所施設係」に、「都市計画部」を「未来まちづくり部」
「建設部

交通・建設監理課

広域事業調整課

に、「都市計画課」を「まちづくり計画課」に、
道路建設課 街路係 改良係 用地第 1 係 用地第 2 係

路政課 審査係 路政第 1 係 路政第 2 係 境界地籍係

道路管理課 管理係 街路樹管理係 橋梁管理係 維持

建築課 建築第 1 係 建築第 2 係 機械設備係 電気設

河川課 管理係 河川第 1 係 河川第 2 係

「 道路建設課 街路係 改良係 用地第 1 係 用地第 2 係 橋梁係

路政課 審査係 路政第 1 係 路政第 2 係 境界地籍係

を 道路・河川管理課 施設管理係 街路樹管理係 維持第 1 係 維持第 2 係

第 1 係 維持第 2 係

建築課 建築第 1 係 建築第 2 係 機械設備係 電気設備係

備係

」

河川係 に改め、同条第 2 項中「課を」を「課及び係を」に、「保健総務課」を「保健総務課 企画総務係」

「衛生課」を「衛生課 生活衛生係 試験検査係 食の安全推進係 食品指導係」に、「保健
予防課」を「保健予防課 管理係 感染症対策係 精神・難病支援係」に、「健康推進課」を「健康推進課 管
理係 乳幼児健診係 母性保健係 健康づくり係」に改め、同条第 3 項中「建築指導課」を 交通戦略室
住宅課

「道路・河川管理課
堅田内湖対策室」を 保健総務課
地域医療戦略室
に、「河川課」を 堅田内湖対策室 に改める。

第 2 条の 2 第 1 項中「、都市計画課及び交通・建設監理課」を「及びまちづくり計画課」に改め、同条第 2 項
を削り、同条中第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

第 3 条第 1 項政策調整部の表企画調整課の項中第 20 号を第 21 号とし、第 8 号から第 19 号までを 1 号ずつ繰り下
げ、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 都市計画マスタープランの策定に関すること。

第 3 条第 1 項政策調整部の表企画調整課の項の次に次のように加える。

<p>広域事業調整課</p>	<p>(1) 新名神高速道路の建設に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 (2) その他国・県の広域的道路事業の調整及び関係団体との連絡調整に関すること。 (3) 大戸川ダム対策本部に関すること。 (4) 大戸川ダム建設、大津放水路建設に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 (5) その他国・県の広域的河川事業の調整及び関係団体との連絡調整に関すること。 (6) 課の一般庶務に関すること。</p>
----------------	---

第 3 条第 1 項政策調整部の表市政情報課の項第 7 号中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）」を「行政
不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）」に改め、同条第 1 項総務部の表人事課の項第 6 号中「（市民病院の医療職
員を除く。）」を削り、同表管財課管理係の項第 5 号中「第 74 条の 2」を削り、同課財産係の項第 5 号中「（建
設部等の事業用地等に係る登記を除く。）」を削り、同条第 1 項市民部の表自治協働課事業管理係の項中「事業
管理係」を「施設管理係」に改め、同表戸籍住民課庶務係の項中第 9 号を第 18 号とし、第 8 号を第 17 号とし、第
7 号の次に次の 9 号を加える。

- (8) 住居表示の企画、実施及び啓発に関すること。
- (9) 住居表示の実施に伴う町の区域及び名称に関すること。
- (10) 住居表示審議会に関すること。
- (11) 住居表示に係る関係行政機関及び関係諸団体との連絡調整に関すること。
- (12) 住居表示台帳の作成に関すること。
- (13) 住居番号の周知に関すること。
- (14) 新築届の受付及び住居番号の付定に関すること。
- (15) 街区の区域及び住居番号の変更等に関すること。
- (16) 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。

第 3 条第 1 項市民部の表戸籍住民課記録整備係の項第 12 号を次のように改める。

(12) 特別永住者及び中长期在留者の記録整備に関すること。

第 3 条第 1 項市民部の表戸籍住民課登録証明係の項第 9 号及び第 10 号を次のように改める。

- (9) 特別永住者証明書に関すること。
- (10) 事前登録型本人通知制度に関すること。

第 3 条第 1 項市民部の表戸籍住民課登録証明係の項中第 11 号及び第 12 号を削り、第 13 号を第 11 号とし、同課住
居表示整備係の項を次のように改める。

カード交付係	(1) 個人番号カードに関すること。 (2) 個人番号の通知カードに関すること。
--------	---

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表福祉指導監査課法人・施設系の項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 社会福祉充実計画の承認に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表福祉指導監査課事業所系の項第 1 号中「有料老人ホーム」の次に「及びサービス付高齢者向け住宅（住宅課の所管に属するものを除く。）」を加え、「指導」を「立入検査」に改め、同条第 1 項健康保険部の表介護保険課介護企画系の項中「介護企画係」を「事業所施設係」に改め、同表保険年金課給付係の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同課健康支援系の項に次の 1 号を加える。

(5) 大津市国民健康保険診療所に関すること。

第 3 条第 1 項健康保険部の表保険年金課医療助成系の項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、同課高齢者医療系の項中第 10 号及び第 11 号を削り、第 12 号を第 10 号とし、同条第 1 項環境部の表環境政策課環境管理系の項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表不法投棄対策課の項第 2 号中「大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 17 年条例第 90 号）」を「大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 26 年条例第 11 号）」に改め、同課の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同条第 1 項都市計画部の表中「都市計画部」を「未来まちづくり部」に改め、同表都市計画課の項中「都市計画課」を「まちづくり計画課」に改め、同課の項中第 13 号を削り、第 14 号を第 13 号とし、第 15 号から第 28 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 27 号の次に次の 1 号を加える。

(28) バリアフリー化の促進に関すること。

第 3 条第 1 項未来まちづくり部の表まちづくり計画課の項中第 31 号を第 39 号とし、第 30 号を第 38 号とし、第 29 号を第 37 号とし、第 28 号の次に次の 8 号を加える。

- (29) 公共駐車場の指定管理者による管理に関すること。
- (30) 駐車場事業特別会計予算の編成及び執行に関すること。
- (31) 土木積算システムの保守、管理及び運用に関すること。
- (32) 建設情報の標準化及び電子納品に関すること。
- (33) 建設監理に関すること。
- (34) 滋賀県土木交通部発行の土木工事標準積算基準書図書^の管理に関すること。
- (35) 建築保全業務積算シートの管理に関すること。
- (36) 公共基準点及び街区基準点の管理に関すること。

第 3 条第 1 項未来まちづくり部の表に次のように加える。

道路建設課	街路係	(1) 地域幹線道路網整備計画に関すること。 (2) 社会資本整備総合交付金に関すること。 (3) 都市計画道路及び広場の事業認可に関すること。 (4) 都市計画道路及び広場の工事に関すること。
	改良係	(1) 道路及び橋りょうの新設及び改良の工事に関すること。
	用地第 1 係	(1) 都市計画道路及び広場の事業認可（街路係の分掌事務に属するものを除く。）に関すること。 (2) 都市計画道路及び広場に係る用地取得及び当該取得に伴う補償に関すること。
	用地第 2 係	(1) 道路及び橋りょうの新設及び改良に係る用地取得並びに当該取得に伴う補償に関すること。
	橋梁係 ^{りょう}	(1) 橋りょうの維持管理に関すること。 (2) 橋りょうに係る災害復旧工事に関すること。
路政課	審査係	(1) 市道、法定外道路、一級河川、準用河川及び普通河川等の占用等の許可並びに不正使用及び不正使用の排除のための査察指導に関すること。 (2) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の規定による道路管理者以外の者が行う工事又は大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例第 5 条第 1 項の規定による工事の承認及び工事施行状況の監視に関すること。

		<p>ること。</p> <p>(3) 市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等に係る都市計画法第32条の規定による協議及び同法第36条の規定による完了検査に関すること。</p> <p>(4) 準用河川、普通河川等及び急傾斜地防災施設の整備に係る用地処理に関すること。</p> <p>(5) 準用河川、普通河川等及び急傾斜地防災施設の用地管理に関すること。</p> <p>(6) 大津市港湾の管理に関する条例（平成20年条例第54号）に規定する港湾の使用の許可等に関すること。</p> <p>(7) 河川台帳の保管に関すること。</p> <p>(8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に係る県及び庁内関係部局との連絡調整に関すること。</p> <p>(9) 公印の保管に関すること。</p>
	路政第1係	<p>(1) 市道の財産管理に関すること。</p> <p>(2) 市道路線の認定、変更及び廃止に関すること。</p> <p>(3) 市道の財産取得に関すること。</p> <p>(4) 道路台帳及び道路網図の整備保管に関すること。</p> <p>(5) 市道に係る都市計画法第40条の規定による土地の帰属に関すること。</p> <p>(6) 市道の敷地に係る用地紛争の処理に関すること。</p>
	路政第2係	<p>(1) 法定外道路、準用河川及び普通河川等の財産管理に関すること。</p> <p>(2) 法定外道路、準用河川及び普通河川等の用途廃止に関すること。</p> <p>(3) 法定外道路及び普通河川等の財産取得に関すること。</p> <p>(4) 法定外道路、準用河川及び普通河川等の台帳並びに特定図の整備保管に関すること。</p> <p>(5) 法定外道路、準用河川及び普通河川等に係る都市計画法第40条の規定による土地の帰属に関すること。</p> <p>(6) 法定外道路、準用河川及び普通河川等の敷地に係る用地紛争の処理に関すること。</p>
	境界地籍係	<p>(1) 市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の境界査定に関すること。</p> <p>(2) 地籍調査に関すること。</p>
道路・河川管理課	施設管理係	<p>(1) 市道及び法定外道路の管理に関すること。</p> <p>(2) 自転車駐車場の整備及び管理に関すること。</p> <p>(3) 放置自転車等の対策に関すること。</p> <p>(4) 道路法及び大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例第20条第1項の規定による工事施行命令（普通河川等に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>(5) 市街灯の新設、改修及び維持管理並びに防犯灯の維持管理に関すること。</p> <p>(6) 市道及び法定外道路に係る都市計画法第32条の規定による協議に関すること。</p> <p>(7) 私道整備補助事業に関すること。</p> <p>(8) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく災害台帳の整備保管に関すること。</p> <p>(9) 市道及び法定外道路の管理瑕疵による事故の処理に関すること。</p> <p>(10) 課及び堅田内湖対策室の一般庶務に関すること。</p>
	街路樹管理係	<p>(1) 街路樹の維持管理に関すること。</p> <p>(2) 街路樹の整備に関すること。</p> <p>(3) 緑地台帳に関すること。</p>

	維持第 1 係	(1) 市道及び法定外道路（逢坂学区以南のものに限る。）の維持補修に関すること。 (2) 市道及び法定外道路（逢坂学区以南のものに限る。）に係る災害復旧工事に関すること。 (3) 交通安全施設（逢坂学区以南のものに限る。）の工事に関すること。 (4) 公共交通機関に係る施設（逢坂学区以南のものに限る。）の維持管理に関すること。
	維持第 2 係	(1) 市道及び法定外道路（長等学区以北のものに限る。）の維持補修に関すること。 (2) 市道及び法定外道路（長等学区以北のものに限る。）に係る災害復旧工事に関すること。 (3) 交通安全施設（長等学区以北のものに限る。）の工事に関すること。 (4) 公共交通機関に係る施設（長等学区以北のものに限る。）の維持管理に関すること。
	河川係	(1) 準用河川及び普通河川等の新設、改良及び維持補修に関すること。 (2) 準用河川及び普通河川等に係る災害復旧工事に関すること。 (3) 河川及び道路に係る災害復旧事業の調整に関すること。 (4) 急傾斜地防災工事に関すること。 (5) 河川台帳の整備に関すること。 (6) 大津市港湾の管理に関する条例に規定する港湾の施設の維持管理に関すること。 (7) 水循環施策の推進及び調整に関すること。 (8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に係る県及び庁内関係部局との連絡調整に関すること。
建築課	建築第 1 係	(1) 南部地域（市道幹1042号線以南をいう。）の市有建物の建設工事及び営繕工事に係る計画、設計、現場監督及び検査に関すること。 (2) 学校用地、住宅用地等の土地造成工事に係る設計、現場監督及び検査に関すること。
	建築第 2 係	(1) 北部地域（市道幹1042号線以北をいう。）の市有建物の建設工事及び営繕工事に係る計画、設計、現場監督及び検査に関すること。 (2) 課の一般庶務に関すること。
	機械設備係	(1) 市有建物の建設工事及び営繕工事に係る機械設備工事の計画、設計、現場監督及び検査に関すること。
	電気設備係	(1) 市有建物の建設工事及び営繕工事に係る電気設備工事の計画、設計、現場監督及び検査に関すること。

第 3 条第 1 項建設部の表を削り、同条第 2 項の表を次のように改める。

保健総務課	企画総務係	(1) 地域保健事業の企画、立案及び調査研究に関すること。 (2) 健康危機管理の総括に関すること。 (3) 新型インフルエンザ対策に関すること。 (4) 地域の保健医療に係る各種団体等への補助に関すること。 (5) 大津市保健所運営協議会に関すること。 (6) 保健所衛生委員会に関すること。 (7) 保健衛生統計調査及び医療統計調査に関すること。 (8) 献血に関すること。 (9) 墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。 (10) 公印の保管に関すること。 (11) 庁舎の維持管理に関すること。 (12) 公用車の管理に関すること。 (13) 課及び医療安全支援センターの一般庶務に関すること。
-------	-------	--

	医事薬事係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 病院、診療所及び助産所の許可及び届出並びに監視指導に関すること。 (2) 医薬品等の販売等の許可及び届出並びに監視指導に関すること。 (3) あん摩マッサージ指圧師等の届出及び監視指導に関すること。 (4) 毒物劇物販売等の登録及び監視指導に関すること。 (5) 衛生検査所に関すること。 (6) 医療従事者の免許に関すること。 (7) 麻薬及び向精神薬の免許申請等に関すること。 (8) 医療機能情報及び病院報告に関すること。 (9) 医療安全に関すること。
衛生課	生活衛生係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所及び遊泳用プールの衛生に関すること。 (2) 温泉の利用の許可に関すること。 (3) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。 (4) 専用水道、簡易専用水道及び飲用井戸等の衛生に関すること。 (5) 生活衛生に係る啓発に関すること。 (6) 衛生営業総合管理システムに関すること。 (7) 一般公衆浴場運営補助金に関すること。 (8) 衛生害虫の相談に関すること。 (9) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。 (10) 狂犬病予防注射済票の交付に関すること。 (11) 飼い犬の鑑札の交付に関すること。 (12) 課の一般庶務に関すること。
	試験検査係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国等の試験研究機関との調整に関すること。 (2) 食品等の試験検査に関すること。 (3) 感染症に係る試験検査に関すること。 (4) 大気汚染、水質汚濁、悪臭等環境に係る試験検査に関すること。
	食の安全推進係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食の安全・安心に係る企画及び調整に関すること。 (2) 食育推進の総括に関すること。 (3) 食の安全・安心に係る啓発に関すること。 (4) 食品等事業者の自主的な衛生管理の推進に関すること。 (5) 食品衛生関係功労者等の表彰に関すること。
	食品指導係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食品衛生関係施設の営業許可等及び監視指導に関すること。 (2) 食品の表示（品質に係る事項を除く。）に関すること。 (3) 特定給食施設の届出及び監視指導に関すること。 (4) 専門的栄養指導に関すること。 (5) 食中毒及び不良食品の調査指導に関すること。 (6) 食鳥処理の事業及びふぐの取扱いの規制に関すること。 (7) と畜場及び化製場等（動物の飼養又は収容のための施設を除く。）に関すること。 (8) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）に関すること。
	保健予防課	管理係
	感染症対策係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 結核予防対策に関すること。 (2) 感染症対策に関すること。 (3) 特定感染症対策に関すること。

		(4) 予防接種に関すること。
	精神・難病支援係	(1) 地域精神保健福祉活動に関すること。 (2) 精神保健福祉の啓発及び研修に関すること。 (3) 自殺対策に関すること。 (4) 難病支援に関すること。 (5) 精神医療に関すること。
健康推進課	管理係	(1) 総合保健システムに関すること。 (2) 運動実践室及びトレーニングルームの指定管理者による管理に関すること。 (3) 公印の保管に関すること。 (4) 課の一般庶務に関すること。
	乳幼児健診係	(1) 母子保健事業（乳幼児健康診査及び発達相談に関するものに限る。）に関すること。 (2) 歯科保健に関すること。 (3) 食育の推進及び普及に関すること。 (4) 健康推進関係団体への支援に関すること。
	母性保健係	(1) 母子保健施策の企画、調査及び研究に関すること。 (2) 母子保健事業（乳幼児健康診査及び発達相談に関するものを除く。）に関すること。 (3) 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病に関すること。
	健康づくり係	(1) 健康増進に係る保健施策の企画、調査及び研究に関すること。 (2) 健康増進思想の普及及び啓発に関すること。 (3) 生活習慣病に関すること。 (4) 健康教育、健康相談及び健康づくり教室に関すること。 (5) 各種の健康診査及び検診（乳幼児健康診査及び歯周病検診を除く。）に関すること。 (6) 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく医療等以外の保健事業に関すること。

第 3 条第 3 項の表鳥獣害対策室の項の次に次のように加える。

交通戦略室	(1) 地域公共交通の維持活性化に関すること。 (2) 鉄軌道、旅客自動車等の交通機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 (3) 地域公共交通網形成計画の策定に関すること。 (4) 公共交通関連施設の管理に関すること。 (5) バス停におけるベンチの設置に関すること。 (6) 自転車道の整備促進に関すること。 (7) 室の一般庶務に関すること。
-------	---

第 3 条第 3 項の表に次のように加える。

地域医療戦略室	(1) 地域医療施策の企画、調整及び推進に関すること。 (2) 地方独立行政法人市立大津市民病院との連絡調整に関すること。 (3) 地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会に関すること。 (4) 救急医療に関すること。 (5) 地域リハビリテーションの支援に関すること。 (6) 室の一般庶務に関すること。
---------	---

第 3 条第 4 項の表環境美化センター処理係の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。

第 3 条第 5 項の表支所の項中第 17 号を削り、第 18 号を第 17 号とし、第 19 号を第 18 号とし、第 20 号を削り、第

21号を第19号とし、第22号から第27号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

第2条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄に掲げる組織における職（大津市職員の職の設置に関する規則（昭和61年規則第13号）第2条に規定する職をいい、当該職の事務取扱を含む。）（次項から第7項までに規定する職を除く。）を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって同表の右欄に掲げる組織における同一の職を命ぜられたものとみなす。

都市計画部都市計画課	未来まちづくり部まちづくり計画課
都市計画部都市再生課	未来まちづくり部都市再生課
都市計画部市街地整備課	未来まちづくり部市街地整備課
都市計画部市街地整備課堅田駅西口土地区画整理事務所	未来まちづくり部市街地整備課堅田駅西口土地区画整理事務所
都市計画部市街地整備課大津駅西地区区画整理事務所	未来まちづくり部市街地整備課大津駅西地区区画整理事務所
都市計画部公園緑地課	未来まちづくり部公園緑地課
都市計画部住宅課	未来まちづくり部住宅課
都市計画部開発調整課	未来まちづくり部開発調整課
都市計画部建築指導課	未来まちづくり部建築指導課
都市計画部建築指導課空家対策推進室	未来まちづくり部住宅課空家対策推進室
建設部交通・建設監理課	未来まちづくり部まちづくり計画課
建設部広域事業調整課	政策調整部広域事業調整課
建設部道路建設課	未来まちづくり部道路建設課
建設部路政課	未来まちづくり部路政課
建設部道路管理課	未来まちづくり部道路・河川管理課
建設部建築課	未来まちづくり部建築課
建設部河川課堅田内湖対策室	未来まちづくり部道路・河川管理課堅田内湖対策室

2 施行日の前日において、次の表の左欄に掲げる課の参事兼務を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる課の参事兼務を命ぜられたものとみなす。

都市計画部公園緑地課	未来まちづくり部公園緑地課
建設部河川課堅田内湖対策室	未来まちづくり部道路・河川管理課堅田内湖対策室

3 施行日の前日において、次の表の左欄に掲げる課の副参事兼務を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる課の副参事兼務を命ぜられたものとみなす。

都市計画部都市再生課	未来まちづくり部都市再生課
都市計画部市街地整備課大津駅西地区区画整理事務所	未来まちづくり部市街地整備課大津駅西地区区画整理事務所
都市計画部建築指導課	未来まちづくり部建築指導課

建設部河川課堅田内湖対策室	未来まちづくり部道路・河川管理課堅田内湖対策室
---------------	-------------------------

- 4 施行日の前日において、次の表の左欄に掲げる課の主幹兼務を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる課の主幹兼務を命ぜられたものとみなす。

都市計画部都市再生課	未来まちづくり部都市再生課
建設部河川課堅田内湖対策室	未来まちづくり部道路・河川管理課堅田内湖対策室

- 5 施行日の前日において、次の表の左欄に掲げる係の係長を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる係の係長を命ぜられたものとみなす。

都市計画部建築指導課管理係	未来まちづくり部建築指導課管理係
建設部道路管理課維持第 2 係	未来まちづくり部道路・河川管理課維持第 2 係
建設部建築課建築第 2 係	未来まちづくり部建築課建築第 2 係
建設部建築課機械設備係	未来まちづくり部建築課機械設備係

- 6 施行日の前日において、次の表の左欄に掲げる係の係長事務取扱を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる係の係長事務取扱を命ぜられたものとみなす。

都市計画部公園緑地課管理係	未来まちづくり部公園緑地課管理係
都市計画部公園緑地課建設係	未来まちづくり部公園緑地課建設係
都市計画部住宅課整備計画係	未来まちづくり部住宅課整備計画係
都市計画部住宅課管理係	未来まちづくり部住宅課管理係
都市計画部住宅課収納係	未来まちづくり部住宅課収納係
都市計画部開発調整課管理係	未来まちづくり部開発調整課管理係
都市計画部開発調整課指導係	未来まちづくり部開発調整課指導係
都市計画部開発調整課審査係	未来まちづくり部開発調整課審査係
都市計画部建築指導課建築安全推進係	未来まちづくり部建築指導課建築安全推進係
都市計画部建築指導課生活道路整備推進係	未来まちづくり部建築指導課生活道路整備推進係
建設部道路建設課改良係	未来まちづくり部道路建設課改良係
建設部道路建設課用地第 1 係	未来まちづくり部道路建設課用地第 1 係
建設部道路建設課用地第 2 係	未来まちづくり部道路建設課用地第 2 係
建設部路政課路政第 2 係	未来まちづくり部路政課路政第 2 係
建設部路政課境界地籍係	未来まちづくり部路政課境界地籍係
建設部道路管理課維持第 1 係	未来まちづくり部道路・河川管理課維持第 1 係
建設部建築課建築第 1 係	未来まちづくり部建築課建築第 1 係
建設部建築課電気設備係	未来まちづくり部建築課電気設備係

- 7 施行日の前日において、都市計画部都市再生課主査兼務を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって未来まちづくり部都市再生課主査兼務を命ぜられたものとみなす。

(大津市都市公園条例施行規則の一部改正)

第 3 条 大津市都市公園条例施行規則 (昭和 45 年規則第 31 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「大津市役所都市計画部公園緑地課」を「大津市役所未来まちづくり部公園緑地課」に改める。

(大津市土地開発基金管理規則の一部改正)

第 4 条 大津市土地開発基金管理規則 (昭和 45 年規則第 35 号) の一部を次のように改正する。

第 19 条第 3 項中「4 人」を「3 人」に改め、同条第 8 項中「、都市計画部長及び建設部長」を「及び未来まちづくり部長」に改める。

(大津市建築審査会の運営に関する規則の一部改正)

第 5 条 大津市建築審査会の運営に関する規則 (昭和 47 年規則第 14 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条中「都市計画部建築指導課」を「未来まちづくり部建築指導課」に改める。

(大津市準用河川管理規則の一部改正)

第 6 条 大津市準用河川管理規則 (昭和 62 年規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「建設部河川課」を「未来まちづくり部道路・河川管理課」に改める。

(大津市開発登録簿の閲覧等に関する規則の一部改正)

第 7 条 大津市開発登録簿の閲覧等に関する規則 (昭和 63 年規則第 16 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「大津市役所都市計画部開発調整課」を「大津市役所未来まちづくり部開発調整課」に改める。

(大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 8 条 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則 (昭和 63 年規則第 43 号) の一部を次のように改正する。

第 12 条中「都市計画部住宅課」を「未来まちづくり部住宅課」に改める。

様式第 27 号及び様式第 28 号中「大津市役所都市計画部住宅課」を「大津市役所未来まちづくり部住宅課」に改める。

(大津市青少年対策本部設置規則の一部改正)

第 9 条 大津市青少年対策本部設置規則 (平成 13 年規則第 70 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 都市計画部の項及び建設部の項を次のように改める。

未来まちづくり部	未来まちづくり部長	未来まちづくり計画課長 公園緑地課長
----------	-----------	-----------------------

(大津市建築基準法令の規定による処分等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則の一部改正)

第 10 条 大津市建築基準法令の規定による処分等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則 (平成 20 年規則第 80 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「大津市役所都市計画部建築指導課」を「大津市役所未来まちづくり部建築指導課」に改める。

(大津市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第 11 条 大津市屋外広告物条例施行規則 (平成 21 年規則第 53 号) の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「大津市役所都市計画部都市計画課」を「大津市役所未来まちづくり部まちづくり計画課」に改める。

(大津市道路台帳等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則の一部改正)

第 12 条 大津市道路台帳等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則 (平成 24 年規則第 40 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「大津市役所建設部路政課」を「大津市役所未来まちづくり部路政課」に改める。

(大津市大規模盛土造成地調査検討委員会規則の一部改正)

第 13 条 大津市大規模盛土造成地調査検討委員会規則 (平成 24 年規則第 145 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「都市計画部開発調整課」を「未来まちづくり部開発調整課」に改める。

(大津市景観審議会規則の一部改正)

第 14 条 大津市景観審議会規則 (平成 25 年規則第 22 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条中「都市計画部都市計画課」を「未来まちづくり部まちづくり計画課」に改める。

(大津市緑の基本計画審議会規則の一部改正)

第 15 条 大津市緑の基本計画審議会規則 (平成 28 年規則第 49 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「都市計画部公園緑地課」を「未来まちづくり部公園緑地課」に改める。

(大津市空家等の適正管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 16 条 大津市空家等の適正管理に関する条例施行規則 (平成 28 年規則第 67 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条中「都市計画部建築指導課空家対策推進室長」を「未来まちづくり部住宅課空家対策推進室長」に改める。

第 7 条中「都市計画部建築指導課空家対策推進室」を「未来まちづくり部住宅課空家対策推進室」に改める。

大津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 29 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 52 号

大津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

大津市副市長事務分担規則（平成 28 年規則第 108 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条伊藤副市長の項及び鷺見副市長の項を次のように改める。

鷺見副市長

- (1) 総務部に属する事務
- (2) 市民部に属する事務
- (3) 福祉子ども部に属する事務
- (4) 健康保険部に属する事務
- (5) 教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員に補助執行させている事務
- (6) 出納室に属する事務
- (7) 選挙管理委員会の事務局の職員に補助執行させている事務
- (8) 監査委員の事務局の職員に補助執行させている事務
- (9) 議会局の職員を市長部局の職員に充て、執行させている事務

井村副市長

- (1) 政策調整部に属する事務
- (2) 産業観光部に属する事務
- (3) 環境部に属する事務
- (4) 未来まちづくり部に属する事務
- (5) 消防局に属する事務
- (6) 企業局との調整に関する事務
- (7) 農業委員会の事務局の職員に補助執行させている事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 29 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 53 号

大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則の一部を改正する規則

大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則（平成 26 年規則第 91 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「政策調整部長」を「環境部長」に改め、同条第 3 項中「政策調整部政策監」を「環境部政策監」に改める。

第 6 条中「政策調整部企画調整課」を「環境部環境政策課」に改める。

別表第 1 中「建設部」を「未来まちづくり部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 29 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 54 号

大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則の一部を改正する規則

大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則（平成 27 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 政策調整部の項を次のように改める。

政策調整部	政策調整部長	政策調整部調整監
-------	--------	----------

別表第 1 都市計画部の項から市民病院の項までを次のように改める。

未来まちづくり部	未来まちづくり部長	未来まちづくり部政策監
----------	-----------	-------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市人権啓発推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第55号

大津市人権啓発推進本部設置規則の一部を改正する規則
 大津市人権啓発推進本部設置規則（平成 4 年規則第53号）の一部を次のように改正する。
 別表第 1 都市計画部の項及び建設部の項を次のように改める。

未来まちづくり部	未来まちづくり部長	
----------	-----------	--

別表第 1 市民病院の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市男女共同参画推進委員会設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第56号

大津市男女共同参画推進委員会設置規則の一部を改正する規則
 大津市男女共同参画推進委員会設置規則（平成27年規則第61号）の一部を次のように改正する。
 別表第 1 都市計画部の項から市民病院の項までを次のように改める。

未来まちづくり部	未来まちづくり部政策監	
----------	-------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市行政改革推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第57号

大津市行政改革推進本部設置規則の一部を改正する規則
 大津市行政改革推進本部設置規則（平成28年規則第65号）の一部を次のように改正する。
 第 3 条第 4 項中「、都市計画部長、建設部長及び市民病院長」を「及び未来まちづくり部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第58号

大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則の一部を改正する規則
 大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則（平成27年規則第60号）の一部を次のように改正する。
 第 3 条第 4 項中「、都市計画部長、建設部長及び市民病院長」を「及び未来まちづくり部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第59号

大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則

大津市大戸川ダム対策本部設置規則（昭和61年規則第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「建設部長」を「政策調整部長」に改める。

第6条中「建設部広域事業調整課」を「政策調整部広域事業調整課」に改める。

別表第1中

都市計画部	都市計画部長	公園緑地課長	を
		開発調整課長	
		建築指導課長	
建設部	建設部長	道路建設課長	
		路政課長	
		道路管理課長	
		河川課長	

未来まちづくり部	未来まちづくり部長	公園緑地課長	に
		開発調整課長	
		建築指導課長	
		道路建設課長	
		路政課長	
		道路・河川管理課長	

改める。

別表第2中「水道計画管理課長」を「水道ガス整備課長」に、「下水道整備課長」を「下水道課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第60号

大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市職員協働推進本部設置規則（平成23年規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表第1 都市計画部の項から市民病院の項までを次のように改める。

未来まちづくり部	未来まちづくり部政策監	まちづくり計画課長補佐
----------	-------------	-------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第61号

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市環境施策推進本部設置規則（平成 9 年規則第81号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

都市計画部	部長	都市計画課長	都市計画課長補佐
		公園緑地課長	
		建築指導課長	
建設部	部長	交通・建設監理課長	交通・建設監理課長補佐
		建築課長	
		河川課長	
出納室	室長	次長	出納室主幹
市民病院	市民病院事務局長	病院総務課長	病院総務課長補佐

を

未来まちづくり部	部長	まちづくり計画課長	まちづくり計画課長補佐
		公園緑地課長	
		建築指導課長	
		道路・河川管理課長	
		建築課長	
出納室	室長	次長	出納室主幹

に

改める。

別表第 2 中「お客様設備課長」を「下水道課長」に、「下水道計画管理課長」を「お客様設備課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第62号

大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市生涯学習推進本部設置規則（平成元年規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 都市計画部の項から市民病院の項までを次のように改める。

未来まちづくり部	未来まちづくり部政策監	まちづくり計画課長補佐
----------	-------------	-------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第63号

大津市公印規則の一部を改正する規則

大津市公印規則（昭和48年規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 職印の表滋賀県大津市長之印の項中

1	都市計画課長	を	
1	交通・建設監理課長		
」			
1	まちづくり計画課長	に改め、	
」			
1	市民病院関係の一般文書及び証明書用	病院総務課長	を
1	介護老人保健施設ケアセンターおおつ関係の一般文書及び証明書用	介護老人保健施設ケアセンターおおつ業務課長	
」			

削り、別表第 1 職印の表滋賀県大津市長の項中

1	都市計画課長	を	
1	交通・建設監理課長		
」			
1	まちづくり計画課長	に改め、別表第 1 職印の表大津市長之印の項中	
」			
1	督促状、催告書、告知書、通知書及び滞納処分に関する文書用	収納課長	を
」			

1	督促状、催告書、告知書、通知書及び滞納処分に関する文書用	収納課長
1	保険料額決定・変更通知書その他の通知書、督促状、催告書及び滞納処分に関する文書用	保険年金課長

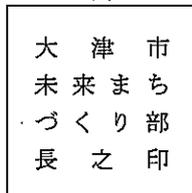
に改め、別表第 1 職印の表大津市都市計画部長之

印の項及び大津市建設部長之印の項を次のように改める。

大津市未来まちづく り部長之印	20	32	てん書	方 21	1	未来まちづくり部長名をもって発 する文書用	まちづくり 計画課長
--------------------	----	----	-----	------	---	--------------------------	---------------

別表第 1 職印の表大津市保健所長之印の項中「21の 2」を「21」に、「33の 2」を「33」に改める。
別表第 2 職印の項第 20 号を次のように改める。

(20)



別表第 2 職印の項中第 21 号を削り、第 21 号の 2 を第 21 号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 29 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 64 号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成 24 年規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 15 条中「、市民病院及び介護老人保健施設ケアセンターおおつ（以下「市長の事務部局等」という。）」を削る。

第 16 条第 5 項から第 7 項までの規定中「事務部局等」を「事務部局」に改める。

別表第 1 都市計画部の項から介護老人保健施設ケアセンターおおつの項までを次のように改める。

未来まちづくり部	未来まちづくり部政策監
----------	-------------

別表第 2 都市計画部の項から市民病院の項までを次のように改める。

未来まちづくり部	未来まちづくり部長
----------	-----------

別記様式中「※ 部長以上報告分については、決裁終了後、その写しを総務部コンプライアンス推進室へ提出してください」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 29 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 65 号

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の職の設置に関する規則 (昭和 61 年規則第 13 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表管理監の項の次に次のように加える。

調整監	政策調整部	部の事務のうち技術に関する専門的な知識及び技術を必要とするものであって、特に他部局との調整を必要とするものの遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
-----	-------	--

第 2 条第 1 項の表教育委員会連携推進監の項の次に次のように加える。

働き方改革監	総務部	働き方改革の推進に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
--------	-----	---

第 2 条第 1 項の表子ども政策監の項を削り、同表施設管理監の項を次のように改める。

技監	未来まちづくり部	部の事務のうち技術に関する専門的な知識及び技術を必要とするものの技術面での総括を行うとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
----	----------	--

第 2 条第 1 項の表まちづくり連携推進監の項中「都市計画部」を「未来まちづくり部」に改め、同表統括調整監の項の次に次のように加える。

生活安全調整監	総務部	市民生活の安全の推進その他の行政運営における紛争等について関係機関との調整に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
---------	-----	---

第 2 条第 2 項の表を次のように改める。

職	組織	職務
次長		所長を補佐するとともに、危機管理に関する事務その他事務を処理する。
課長	課	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長補佐	必要と認める課	課長を補佐する。
係長	係	係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室長	分室	分室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室次長	必要と認める分室	室長を補佐する。
管理監		特定の事業分野における専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
参事	必要と認める課又は分室	担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
副参事		
主幹		
主査		
主任		
		担当事務を処理する。

主事		
技師		

第 2 条第 3 項の表副所長の項中「堅田駅西口土地区画整理事務所及び大津駅西地区区画整理事務所」を「子育て総合支援センター及び動物愛護センター」に改め、同条第 4 項及び第 5 項を削り、同条第 6 項中「、出先機関等、市民病院及び介護老人保健施設」を「及び出先機関等」に改め、同項を同条第 4 項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員任用規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 29 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 66 号

大津市職員任用規則の一部を改正する規則

第 1 条 大津市職員任用規則（平成 6 年規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条（見出しを含む。）中「及び病院職員選考委員会」を削る。

第 9 条の見出し及び同条第 1 項中「及び病院職員選考委員会」を削り、同条第 2 項中「及び病院職員選考委員会」及び「、それぞれ」を削り、同条第 4 項を次のように改める。

4 職員選考委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

第 10 条を次のように改める。

（職員選考委員会の所掌事務）

第 10 条 職員選考委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 採用試験及び採用選考の運営に関すること。
- (2) 次条の規定による採用候補者名簿の作成に関すること。

第 11 条第 1 項、第 12 条及び第 13 条中「及び病院職員選考委員会」を削る。

第 17 条第 1 項中「特に」を削り、同条第 3 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 医療職給料表(1)から(3)までのいずれかの給料表の適用を受けている者
- (2) 保育士

第 19 条第 1 項中「以下同じ。）」を「）」にある者又は係長の職（係長に相当する職を含む。以下この項において同じ。）」に、「主幹在職期間」を「係長在職期間」に、「1 年以上」を「6 年以上」に、「主幹の職に」を「係長の職に」に改める。

第 2 条 大津市職員任用規則の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項中「6 年以上」を「5 年以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

大津市職員の再任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 29 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 67 号

大津市職員の再任用に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の再任用に関する規則（平成 26 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「又は病院職員再任用選考委員会」を削る。

第 6 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項中「及び病院職員再任用選考委員会」を削り、同条第 3 項中「及び病院職員再任用選考委員会」及び「、それぞれ」を削り、同条第 5 項を次のように改める。

5 職員再任用選考委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

第 6 条第 6 項中「及び病院職員再任用選考委員会」、「それぞれ」及び「又は病院職員再任用選考委員会」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の希望降任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第68号

大津市職員の希望降任に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の希望降任に関する規則（平成25年規則第117号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (4) 給与条例第3条第1項第2号ウに掲げる医療職給料表(3)の適用を受ける職員であって、4級以上の職務の級に在級するもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員互助会設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第69号

大津市職員互助会設置条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員互助会設置条例施行規則（昭和30年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中「おく」を「置く」に改め、同条第3号中「8人」を「6人」に改め、同条第4号中「40人」を「24人」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定は、この規則の施行の際現に在任する役員の任期満了の日（以下「任期満了日」という。）の翌日から適用し、任期満了日までの間は、なお従前の例による。

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第70号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「の項」の次に「及び条例別表第3級別標準職務表第2項医療職給料表級別標準職務表ウ医療職給料表(3)級別標準職務表1級の項」を加える。

第15条第4項中「において、前3項」を「において、前各項」に、「ときは、前3項」を「ときは、これら」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「において、前2項」を「において、前3項」に、「ときは、前2項」を「ときは、これら」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同条第3項とする。

この場合において、前項に規定する場合の昇格は、1級上位の職務の級への昇格とみなす。

第15条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政職給料表の適用を受ける職員であって、4級に在級するものを6級に昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7の2の特例昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第16条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同条第3項とする。

この場合において、前項に規定する場合の降格は、1級下位の職務の級への降格とみなす。

第16条第1項第1号中「次号」を「以下この条」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政職給料表の適用を受ける職員であって、6級に在級するものを4級に降格させた場合におけるその者の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 降格前号給が特例昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給のいずれかに該当するとき その号給

に対応する昇格した日の前日に受けていた4級における号給欄に掲げる号給（当該号給が2以上あるときは、それらのうち最も上位の号給）

(2) 降格前号給が特例昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給のいずれにも該当しないとき 53号給第24条第1項中「別表第7の2」を「別表第7の3」に改める。

「付 則」を「附 則」に改め、附則に次の1項を加える。

(昇格時の特例)

3 第15条第1項の規定にかかわらず、大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第8号）附則第2項の規定により号給の切替えが行われた職員を平成29年4月1日以後に同年3月31日において在級していた職務の級から直近上位の職務の級へ昇格させる場合におけるその者の号給は、同日に属していた号給に対応する次の表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

平成29年3月31日 に受けていた 号給	昇格後の号給		
	3級	4級	6級
37			29
38			30
39			31
40			32
41			33
42			33
43			34
44			34
45			35
46			35
47			36
48			36
49			37
50			37
51			38
52			38
53			39
54		34	39
55		35	40
56		36	40
57		37	41
58		38	41
59		39	42
60		40	42
61		41	43
62		41	43
63		41	44
64		42	44
65		42	45
66		42	45
67		43	46

68		43	46
69		43	47
70		44	47
71		44	48
72		44	48
73		45	49
74		45	50
75		45	50
76		46	50
77		46	51
78		46	51
79		47	51
80		47	51
81	33	47	51
82	34	48	51
83	35	48	51
84	36	48	51
85	37	49	51
86	37	49	51
87	38	49	51
88	38	49	51
89	39	50	52
90	39	50	52
91	40	50	52
92	40	50	52
93	41	51	53
94	41	51	
95	42	51	
96	42	51	
97	43	52	
98	43	52	
99	44	52	
100	44	52	
101	45	53	
102	45	53	
103	45	53	
104	45	53	
105	46	53	
106	46	53	
107	46	53	
108	46	53	
109	47	53	

110	47	53	
111	47	53	
112	47	53	
113	48	53	
114	48		
115	48		
116	48		
117	49		
118	49		
119	49		
120	50		
121	50		
122	50		
123	51		
124	51		
125	51		

別表第 1 第 1 項の表 4 級の項中「主査」の次に「、館長（堅田児童館長に限る。）及び所長（比叡ふれあいセンター所長に限る。）」を加え、別表第 1 第 1 項の表 5 級の項を削り、別表第 1 第 1 項の表 6 級の項中「地域医療連携室長及び患者相談支援室長」を「市民相談室長」に改め、「（7 級に掲げられた室次長を除く。）」を「、専門員（7 級に掲げられた専門員を除く。）」に改め、「副参事」の次に「、支所長（真野支所長、仰木支所長、雄琴支所長、下阪本支所長、滋賀支所長、中央支所長、膳所支所長、富士見支所長、青山支所長、瀬田北支所長及び瀬田南支所長に限る。）」を、「、所長（」の次に「中ふれあいセンター所長、」を加え、「和邇すこやか相談所長、堅田すこやか相談所長、瀬田すこやか相談所長、訪問看護ステーション所長及び老人介護支援センター所長」を「子育て総合支援センター所長、環境美化センター所長、北部クリーンセンター所長及び衛生プラント所長」に改め、「（7 級に掲げられた副所長を除く。）」及び「、看護科長」を削り、別表第 1 第 1 項の表 7 級の項中「及び 8 級」及び「、室次長（病院法人移行準備室次長に限る。）」を削り、「専門員」の次に「（児童クラブ課専門員に限る。）」を、「支所長」の次に「（6 級に掲げられた支所長を除く。）」を加え、「5 級及び 6 級」を「4 級、6 級及び 8 級」に改め、「消費生活センター次長、」を削り、「選挙管理委員会事務局次長」を「図書館次長」に改め、「、副所長（介護老人保健施設ケアセンターおおつ副所長及び堅田駅西口土地区画整理事務所副所長に限る。）、事務長、教務主任、館長」を削り、別表第 1 第 1 項の表 8 級の項中「国体・スポーツ推進監、子ども政策監」を「調整監、国体・スポーツ推進監」に、「施設管理監」を「市場長、技監」に、「室長（病院法人移行準備室長に限る。）、副学校長」を「所長（生涯学習センター所長に限る。）」に改め、別表第 1 第 1 項の表 9 級の項中「市場長、局長」を「議会局長」に改め、「教育次長」の次に「、図書館長」を加え、「、消防部長」を削り、別表第 1 第 2 項アの表 2 級の項を削り、別表第 1 第 2 項アの表 3 級の項及び 4 級の項を次のように改める。

3 級	参事の職務
4 級	保健所長の職務

別表第 1 第 2 項イの表 6 級の項の前に次のように加える。

5 級	係長の職務
-----	-------

別表第 1 第 2 項イの表 6 級の項中「室長及び」を削り、別表第 1 第 2 項イの表 7 級の項中「課長、」及び「及び副所長（介護老人保健施設ケアセンターおおつ副所長に限る。）」を削り、別表第 1 第 2 項に次のように加える。

ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職務
------	----

4 級	係長及び所長（中すこやか相談所長、南すこやか相談所長及び比叡すこやか相談所長に限る。）の職務
5 級	副参事及び所長（4 級に掲げられた所長を除く。）の職務
6 級	参事の職務

別表第 2 第 1 項アを次のように改める。

ア 一般職級別資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級		
		1 級	2 級	3 級
正規の試験	上級	大学卒	0	7
	中級	短大卒	0	7.25
		保育士資格	0	7.25
	初級	高校卒	0	7.25
その他	中学卒	0	7.25	

備考

- この表は、行政職給料表の適用を受ける職員のうちこの表の適用を受ける職員を除く者に適用する。
- 試験欄の「正規の試験」の区分は正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「その他」の区分は正規の試験によらないで職員となった者に適用する。
- 試験欄の「正規の試験」の区分に掲げる「上級」は職員採用上級試験及びこれに準ずる試験を示し、「中級」は職員採用中級試験及びこれに準ずる試験を示し、「初級」は職員採用初級試験及びこれに準ずる試験を示す。

別表第 2 第 1 項ウ及びエを削り、同表第 2 項に次のように加える。

ウ 医療職給料表(3)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
保健師	保健師免許	0	7	12	5
助産師	助産師免許	0	7	12	5
看護師	看護師免許	0	7	12	5

備考 この表の適用を受ける職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時（保健師及び助産師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、市長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第 6 第 1 項ウ及びエを削り、同表に次の 1 項を加える。

4 医療職給料表(3)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
保健師	保健師免許	2 級 5 号給
助産師	助産師免許	
看護師	看護師免許	2 級 1 号給

別表第 7 第 1 項を次のように改める。

1 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	1	1	2	2	1	1	1
11	7	1	1	3	3	1	1	1
12	8	1	1	4	4	1	1	1
13	9	1	1	5	5	1	1	1
14	10	1	1	6	6	2	2	1
15	11	1	1	7	7	3	3	1
16	12	1	1	8	8	4	4	1
17	13	1	1	9	9	5	5	1
18	14	1	2	10	10	5	6	2
19	15	1	3	11	11	6	7	3
20	16	1	4	12	12	6	8	4
21	17	1	5	13	13	7	9	5
22	18	1	6	14	14	7	10	5
23	19	1	7	15	15	8	11	6
24	20	1	8	16	16	8	12	6
25	21	1	9	17	17	9	13	7
26	22	1	10	18	18	10	13	7
27	23	1	11	19	19	11	14	8
28	24	1	12	20	20	12	14	8
29	25	1	13	21	21	13	15	9
30	26	1	14	22	22	14	15	9
31	27	1	15	23	23	15	16	9
32	28	1	16	24	24	16	16	9
33		1	17	25	25	17	17	10
34		1	18	26	26	17	18	10
35		1	19	27	27	18	19	10
36		1	20	28	28	18	20	10
37		1	21	29		19	21	11
38		1	22	30		19	21	11
39		1	23	31		20	22	11

40		1	24	32		20	22	11
41		1	25	33		21	23	12
42		1	26	34		21	23	12
43		1	27	35		22	24	12
44		1	28	36		22	24	12
45		1	29	36		23	25	13
46		2	29	36		23	25	
47		3	30	36		24	26	
48		4	30	36		24	26	
49		5	31	36		25	27	
50		6	31	36		25	27	
51		7	32	36		25	28	
52		8	32	36		26	28	
53		9	33	36		26	29	
54		10				26	29	
55		11				27	30	
56		12				27	30	
57		13				27	30	
58		14				28	31	
59		15				28	31	
60		16				28	31	
61		17				29	31	
62		18				29		
63		19				30		
64		20				30		
65		21				31		
66		22				31		
67		23				31		
68		24				32		
69		25				32		
70		25				32		
71		26				32		
72		26				32		
73		27				32		
74		27				32		
75		28				32		
76		28				32		
77		29				32		
78		30				32		
79		31				32		
80		32				32		
81						33		

82						33		
83						34		
84						34		
85						35		

別表第 7 に次の 1 項を加える。

4 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22		1	10	6	2	6
23		1	11	7	3	7
24		1	12	8	4	8
25		1	13	9	5	9
26		2	14	10	6	10
27		3	15	11	7	11
28		4	16	12	8	12
29		5	17	13	9	13
30		6	18	14	10	14
31		7	19	15	11	15
32		8	20	16	12	16
33		9	21	17	13	17
34		10	22	18	14	18

35		11	23	19	15	19
36		12	24	20	16	20
37		13	25	21	17	21
38		14	26	22	18	22
39		15	27	23	19	23
40		16	28	24	20	24
41		17	29	25	21	25
42		18	30	26	22	26
43		19	31	27	23	27
44		20	32	28	24	28
45		21	33	29	25	29
46		22	34	30	26	30
47		23	35	31	27	31
48		24	36	32	28	32
49		25	37	33	29	33
50		26	38	34	29	34
51		27	39	35	30	35
52		28	40	36	30	36
53		29	41	37	31	36
54		30	42	38	31	36
55		31	43	39	32	36
56		32	44	40	32	36
57		33	45	41	33	37
58		34	46	42	33	37
59		35	47	43	34	37
60		36	48	44	34	37
61			49	45	35	37
62			50	46	35	38
63			51	47	36	38
64			52	48	36	38
65			53	49	37	38
66				50	37	38
67				51	38	39
68				52	38	39
69				53	39	39
70				53	39	
71				54	40	
72				54	40	
73				55	41	
74				55	41	
75				56	41	
76				56	41	

77				57	41	
78				58	41	
79				59	42	
80				60	42	
81				61	42	
82				61	42	
83				62	42	
84				62	42	
85				63	43	
86					43	
87					43	
88					43	
89					43	
90					43	
91					44	
92					44	
93					44	

別表第 7 の 2 を別表第 7 の 3 とし、別表第 7 の次に次の 1 表を加える。

別表第 7 の 2 (第 15 条関係)

特例昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた 4 級における号給	昇格後の号給
	6 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	2
19	3
20	4

21	5
22	6
23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21
38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33
50	33
51	34
52	34
53	35

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第71号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第4項の表青年就農支援給付金の項を次のように改める。

農業次世代人材投資資金	次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して農業次世代人材投資資金を交付することにより、就農意欲を喚起し、及び就農後の経営の確立を支援し、もって次世代の農政に必要な人材力の強化を図ること。
新規就農人材投資資金	経営の不安定な経営開始直後の新規就農者であって、農業次世代人材投資資金の交付の対象とならないものに対して新規就農人材投資資金を交付することにより、就農意欲を喚起し、及び就農後の経営の確立を図ること。

別表第 6 項中「都市計画部」を「未来まちづくり部」に改め、同項の表近隣景観形成協定等推進事業補助金の項の次に次のように加える。

人にやさしいバス導入促進事業補助金	路線バス事業者等が路線定期運行の用に供するノンステップバスを購入するのに要する経費の一部を補助し、もって公共交通のバリアフリー化を推進すること。
-------------------	--

別表第 6 項の表に次のように加える。

私道整備工事補助金	私道の舗装工事、側溝の設置工事及び地震、水害等の災害によりその機能を喪失した橋梁の架け替え工事を行う者に対し、それに要する経費の一部を補助し、もって私道の整備を促進すること。
-----------	---

別表第 7 項を削り、同表第 8 項の表家庭教育推進事業補助金の項を次のように改め、同項を別表第 7 項とする。

家庭教育推進事業補助金	社会教育関係団体等が家庭教育を支援するために実施する事業に要する経費の一部を補助し、もって家庭教育の推進を図ること。
-------------	--

別表中第 9 項を第 8 項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市地価公示図書の閲覧の場所及び閲覧に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 29 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 72 号

大津市地価公示図書の閲覧の場所及び閲覧に関する規則の一部を改正する規則

大津市地価公示図書の閲覧の場所及び閲覧に関する規則（平成 7 年規則第 49 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条中「大津市役所の都市計画部都市計画課及び支所」を「大津市役所未来まちづくり部まちづくり計画課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 29 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 73 号

大津市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

大津市消防局の組織に関する規則（昭和 44 年規則第 41 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同条第 8 項中「消防部長」を削る。
第 4 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「消防部長」を「消防局長」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条中第 3 項から第 12 項までを 1 項ずつ繰り上げる。
第 5 条第 1 号中「消防部長、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市訓令第 5 号

次に掲げる訓令は、廃止する。

平成 29 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

- (1) 大津市民病院看護師寄宿舍規程 (昭和 45 年訓令第 3 号)
- (2) 大津市介護老人保健施設事業事務決裁規程 (平成 8 年訓令第 3 号)
- (3) 大津市民病院院内保育所の設置及び管理に関する規程 (平成 22 年訓令第 2 号)
- (4) 大津市民病院事務決裁規程 (平成 24 年訓令第 12 号)
- (5) 大津市民病院職員駐車場利用規程 (平成 25 年訓令第 2 号)

大津市訓令第 6 号

大津市事務決裁規程 (昭和 56 年訓令第 9 号) の一部を次のように改正する。

平成 29 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

第 2 条第 9 号中「同条第 3 項に規定する市場長並びに」を削り、同条第 10 号中「次長並びに」の次に「同条第 3 項に規定する市場長並びに」を加え、同条第 11 号中「、室長、保育指導監及び幼児教育指導監を「及び室長 (次号に規定する室長を除く。)」に、「並びに」を「及び室長並びに」に改め、「支所長」の次に「(市長が指定する支所長に限る。)」を加え、「、副所長 (次号に規定する副所長を除く。)」を削り、「館長」の次に「(次号及び第 13 号に規定する館長を除く。)、副館長」を加え、「市長が指定する支所次長、消費生活センター次長及び」を削り、同条第 12 号中「及び室次長」を「、室長 (市民相談室長に限る。)) 及び室次長」に、「並びに」を「及び室次長並びに」に、「所長 (市長が指定する地域包括支援センター所長)」を「支所長 (前号に規定する支所長を除く。)、所長 (中ふれあいセンター所長、子育て総合支援センター所長)」に、「及び市長」を「、市長が指定する地域包括支援センター所長、市長」に改め、「すこやか相談所長」の次に「、環境美化センター所長、北部クリーンセンター所長及び衛生プラント所長」を加え、「(大津駅西地区区画整理事務所副所長」を「、館長 (仰木太鼓会館長及び皇子が丘児童館長)」に改め、同条第 13 号中「第 2 条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を、「所長 (」の次に「比叡ふれあいセンター所長、」を加え、「限る。)」の次に「、館長 (堅田児童館長に限る。)」を加え、同条第 14 号中「第 4 項」を「第 3 項」に改め、「支所」を削る。

第 6 条の 2 中第 8 項を削り、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を削り、第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

5 働き方改革監は、総務部長の命を受け、働き方改革の推進に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、働き方改革監は、総務部長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

第 6 条の 2 第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 調整監は、政策調整部長の命を受け、部の事務のうち技術に関する専門的な知識及び技術を必要とするものであって、特に他部局との調整を必要とするものの遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、調整監は、政策調整部長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

第 6 条の 2 第 9 項中「都市計画部長」を「未来まちづくり部長」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 技監は、未来まちづくり部長の命を受け、部の事務のうち技術に関する専門的な知識及び技術を必要とするものの技術面での総括を行うとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、技監は、未来まちづくり部長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

第 9 条の 2 第 1 項中「は、課長」の次に「(課長補佐が置かれる課等にあつては、課長又は課長補佐)」を加え、同条第 2 項中「課長」の次に「(課長補佐が置かれる課等にあつては、課長及び課長補佐)」を加える。

第 10 条第 3 項中「、専門員」の次に「(児童クラブ課専門員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「、副主幹」を削り、同項を同条第 7 項とし、同条中第 2 項を第 5 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

6 専門員 (児童クラブ課専門員に限る。以下この項において同じ。) は、福祉子ども部長、福祉子ども部政策監又は児童クラブ課長の命を受け、福祉子ども部長、福祉子ども部政策監又は児童クラブ課長が定める専門的な知識、技術を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、専門員は、福祉子ども部長又は福祉子ども部政策監が定めるものについては、課長と同等の職務権限を行使するものとする。

第10条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 生活安全調整監は、総務部長の命を受け、市民生活の安全の推進その他の行政運営における紛争等について関係機関との調整に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、生活安全調整監は、総務部長が定めるものについては、課長と同等の職務権限を行使するものとする。
- 3 保育指導監は、福祉子ども部長、福祉子ども部政策監又は幼児政策課長の命を受け、保育園における保育について指導及び助言を行うとともに、保育に関する専門的な事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、保育指導監は、福祉子ども部長又は福祉子ども部政策監が定めるものについては、課長と同等の職務権限を行使するものとする。
- 4 幼児教育指導監は、福祉子ども部長、福祉子ども部政策監又は幼児政策課長の命を受け、幼稚園における教育について指導及び助言を行うとともに、幼児教育に関する専門的な事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、幼児教育指導監は、福祉子ども部長又は福祉子ども部政策監が定めるものについては、課長と同等の職務権限を行使するものとする。

第11条の見出し中「出先機関」を「支所、出先機関」に改め、同条第1項中「及びすこやか相談所長」を「、子育て総合支援センター所長、地域包括支援センター所長、すこやか相談所長、環境美化センター所長、大津クリーンセンター所長、北部クリーンセンター所長及び衛生プラント所長」に改め、「園長」の次に「(第2条第12号に掲げる園長に限る。)」を、「各号(」の次に「地域包括支援センター所長、」を加え、同条第2項を次のように改める。

- 2 支所長(第2条第12号に掲げる支所長に限る。)は、前項各号に掲げる事項及び次に掲げる事項について職務権限を行使することができる。
 - (1) 一般的な申請、届出等を受理すること。
 - (2) 市税、戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する証明書の交付を決定すること。
 - (3) 埋火葬を許可すること。

第12条第5項中「分室」の次に「、支所」を加える。

第16条第3項中「副市長」を「部長」に改め、「又は部長以上の職位の合議を要する事項」を削り、同条第5項中「分室」の次に「、支所」を加え、第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、第18号を削り、第19号を第17号とし、第20号を第18号とし、第21号を第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (20) 地域医療戦略室 保健総務課長

第16条第5項中第22号を第21号とし、第23号から第27号までを1号ずつ繰り上げ、第26号の次に次の1号を加える。

- (27) 交通戦略室 まちづくり計画課長

第16条第5項第30号中「建築指導課長」を「住宅課長」に改め、同項第31号中「河川課長」を「道路・河川管理課長」に改める。

第18条第1項の表部長の項中「参事」の次に「及び専門員(児童クラブ課専門員に限る。)」を加え、同表課長の項及び課長補佐の項を次のように改める。

課長	課長補佐(副参事及び専門員(児童クラブ課専門員を除く。)を含む。以下この表において同じ。)を置く課等にあつては主管の課長補佐、課長補佐を置かない課等にあつては主管の係長(主幹及び主査を含む。以下この表において同じ。)(グループリーダーを置く課等にあつては、主管のグループリーダー)	
課長補佐	主管の係長(グループリーダーを置く課等にあつては、主管のグループリーダー)	

別表第1号の表1の部3の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は市議会への報告の決定」を削り、同部5の項中「財政課長の」を「総務部長の合議は副市長以上の決裁を要する場合に、財政課長の」に改め、同部7

「政策調整部長
の項第1号ア中 (企画調整課長) を「企画調整課長
(情報システム課長)」 に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 情報の提供及び利用の決定						情報システム課長
ア 重要なもの			○			
イ その他のもの				○		

別表第 1 号の表 2 の部 2 の項第 2 号中 「総務部長 (人事課長) (コンプライアンス推進室長)」 を 「人事課長 コンプライアンス推進室長」 に

改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 国若しくは他の地方公共団体の機関の委員又は団体の役員の推薦及び就任の承認		○					人事課長	
--	--	---	--	--	--	--	------	--

別表第 1 号の表 2 の部 2 の項第 7 号を次のように改める。

(7) 嘱託員の任免の内申 ア 月額報酬が30万円を超える嘱託員 イ ア以外の嘱託員		○			○			
--	--	---	--	--	---	--	--	--

別表第 1 号の表 2 の部 2 の項第 9 号中 「総務部長 (人事課長)」 を

「人事課長」 に改め、同項第 12 号ア(7)中

「総務部長 (人事課長)」 を 「人事課長」 に改め、同項第 15 号及び同部

3 の項第 3 号中 「総務部長 (人事課長)」 を 「人事課長」 に改め、同項第 4 号イ中 「政策調整部長 (国際交流室長) 総務部長 (人事課長)」 を 「国際交流 人事課長」 に改め、

室長 に改め、別表第 1 号の表 3 の部 3 の項第 1 号中 「市民部長 (自治協働課長)」 を削り、同項第 2 号中 「自治協働

課長」 を削り、同部 6 の項第 4 号中 「総務部長 (総務課長) (人事課長)」 を 「総務課長 人事課長」 に改め、同部 11 の項中 「政策調整部長及

び」 を削り、 「政策調整部長 (情報システム課長) 総務部長 (財政課長)」 を 「情報システム課長 財政課長」 に改め、同部 12 の項第 2 号中 「総務部長 (財政課長)」

を 「財政課長」 に改め、同部 14 の項中 「政策調整部長及び」 を削り、 「政策調整部長 (情報システム課長) 総務部長 (財政課長)」 を 「情報シス 財政課長」 に改め、

テム課長 に改め、同部 18 の項を次のように改める。

18 協定の締結及び覚書の交換							総務部長及び財政課長の合議は、予算(将来の財政負担を含む。)を伴うものに限る。
-----------------	--	--	--	--	--	--	---

(1) 特に重要なもの	○						総務部長 (財政課長)
(2) 重要なもの			○				財政課長
(3) その他のもの				○			財政課長

別表第 1 号の表 3 の部 24 の項を次のように改める。

24 寄附金及び寄附物品の受領及びその処分の決定							秘書課長 財政課長 契約検査課長 出納室長	財政課長及び出納室長の合議は寄附金の場合に、契約検査課長の合議は寄附物品の場合に限る。
(1) 負担付きのもの	○							
(2) その他のもの								
ア 1 件の金額又は見積価格が 50 万円以上のもの		○						
イ 1 件の金額又は見積価格が 20 万円以上 50 万円未満のもの			○					
ウ 1 件の金額又は見積価格が 20 万円未満のもの					○			

別表第 1 号の表 4 の部 14 の項を削り、15 の項を 14 の項とし、同号の表 5 の部 1 の項第 2 号中
 「総務部長 (財政課長) (管財課長)」
 を「財政課長 (管財課長)」に改め、同部 2 の項中「総務部長 (管財課長)」を「管財課長」に改め、同部 4 の項第 2 号中
 「総務部長 (財政課長) (管財課長)」を「管財課長」に改め、同部 6 の項中「総務部長 (管財課長)」を「管財課長」に改め、同部 9 の項中
 「総務部長 (管財課長)」を「管財課長」に改め、「総務部長の合議は、所管換に限る。」を削り、同部 10 の項第 1 号中
 「総務部長 (財政課長) (管財課長)」を「財政課長 (管財課長)」に改め、同部 13 の項を次のように改める。

13 基金の管理							財政課長 管財課長
(1) 積立て及び処分並びに繰替運用の決定			○				
(2) 管理方法の決定及び運用益金の処理				○			

別表第 1 号の表 5 の部 14 の項中「総務部長 (管財課長)」を「管財課長」に改め、同号の表 7 の部 1 の項第 2 号及び第 3 号、2 の項第 2 号及び第 3 号並びに 3 の項第 1 号中「総務部長 (財政課長)」を「財政課長」に改め、同部 5 の項第 2 号中「政策調整部長 (企画調整課長) 総務部長 (財政課長)」を「企画調整課長 (財政課長)」に改め、別表第 1 号の表 8 の部 2 の項中「負担金 (会議、研修

		6 占用の許可の更新 7 通行の禁止及び制限 (1) 次号に掲げるもの以外のもの (2) 一時的なもの 8 市長以外の者が行う工事の承認 (1) 重要なもの (2) 軽易なもの 9 道路法第24条に基づく工事の施行命令							○ ○ ○ ○ ○		
道路・河川管理課	1 道路の管理に関する事務 2 市街灯及び防犯灯に関する事務	1 道路法第22条に基づく工事の施行命令 1 市街灯及び防犯灯に係る寄附の受納の決定							○ ○		

別表第 2 号建設部の表を削る。

附 則

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市訓令第 7 号

市長の権限に属する事務を選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局の職員が補助執行する場合の事務決裁規程（平成 6 年訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

第 2 条第 1 項の表選挙管理委員会事務局次長の項中「課長」を「課長補佐」に改め、同表選挙管理委員会事務局の副参事の項を削る。

附 則

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市訓令第 8 号

大津市不動産評価委員会規程（昭和44年訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

第 3 条第 1 項中「7 人」を「6 人」に改め、同条第 2 項中「第 6 号」を「第 5 号」に改め、同項第 5 号を次のように改める。

(5) 未来まちづくり部長

第 3 条第 2 項第 6 号を削る。

第 5 条第 2 項第 6 号を次のように改める。

(6) 未来まちづくり部まちづくり計画課長

附 則

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市訓令第 9 号

大津市建設工事契約審査委員会規程（昭和41年訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

第 3 条第 1 項中「8 人」を「7 人」に改め、同条第 2 項第 6 号を次のように改める。

(6) 未来まちづくり部長

第 3 条第 2 項第 7 号を削る。

第 4 条第 1 項中「13 人」を「12 人」に改め、同条第 2 項第 3 号を次のように改める。

(3) 未来まちづくり部技監

第 4 条第 2 項第 7 号を次のように改める。

(7) 未来まちづくり部市街地整備課長、公園緑地課長、道路建設課長、道路・河川管理課長、建築課長

第 4 条第 2 項第 8 号を削る。

附 則

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市訓令第10号

大津市保健所事務決裁規程（平成21年訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

第 5 条第 1 項中「グループリーダー」を「係長」に改める。

第 7 条の見出し中「グループリーダー」を「係長」に改め、同条第 1 項中「グループリーダー」を「係長」に、「課長の命」を「課長又は課長補佐の命」に改め、同条第 2 項中「グループリーダー」を「係長」に、「課長」を「課長及び課長補佐」に改める。

第10条第 1 項の表中「課長補佐を置く課等にあつては課長補佐、課長補佐を置かない課等にあつては主管のグループリーダー」を「課長補佐」に改め、同項の表に次のように加える。

課長補佐	主管の係長	—
------	-------	---

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

(1) 共通職務権限

事務の種類	項目	決裁権者				
		所長	次長	課長	課長補佐	係長
1 事務の執行	1 国、県等に対する意見書、要望書、計画書等の提出及び許認可の申請、副申又は進達	○			○	
	(1) 重要なもの					
	(2) 一般的なもの					
	2 国、県、市町村その他の公共団体及び関係団体との協議	○				
	(1) 重要なもの					
	(2) 一般的なもの					
	3 申請、通知、通報、報告、届出、催告等及びこれらの受理	○				
	(1) 重要なもの					
	(2) 一般的なもの					
	(3) 軽易なもの				○	
4 法令に基づく報告の徴収及び立入検査の実施の決定並びに書類等の提出の命令			○			
5 統計及び調査の実施、資料の収集、作成、提出、提供及び配布並びに刊行物の発行						

	(1) 重要なもの (2) 一般的なもの (3) 軽易なもの 6 事務的な照会、回答、依頼等 (1) 重要なもの (2) 一般的なもの 7 国、県への経由事務 (1) 特に重要なもの (2) 重要なもの (3) 一般的なもの	○		○		○
2 文書の管理等	1 証明書、証票等の交付の決定 (1) 重要なもの (2) 一般的なもの			○		○

(2) 個別職務権限

組織名	事務の種類	項目	決裁権者				
			所長	次長	課長	課長補佐	係長
保健総務課	1 地域保健法に関する事務	1 地域保健に関する企画・立案及び調査研究 (1) 重要なもの (2) 軽易なもの	○		○		
	2 医療法に関する事務	1 診療所又は助産所の開設の許可	○				
		2 診療所又は助産所の使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改築の命令	○				
		3 病院、診療所又は助産所の開設者等からの報告の徴収及び立入検査の実施の決定並びに書類等の提出の命令	○				
		4 診療所又は助産所の使用前検査の実施	○				
		5 診療所又は助産所に係る許可の取消し又は閉鎖の命令等	○				
	3 臨床検査技師等に関する法律に関する事務	1 衛生検査所の構造設備の変更等の指示	○				
		2 衛生検査所の登録の取消し又は業務の停止の命令	○				
4 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に関する事務	1 施術者に対する指示	○					
	2 施術所の使用の制限若しくは禁止又は構造設備の改善若しくは衛生上必要な措置の命令	○					
5 柔道整復師法に関する事務	1 柔道整復師に対する指示	○					
	2 施術所の使用の制限若しくは禁止又は構造設備の改善若しくは衛生上必要な措置の命令	○					
6 歯科技工士法に関する事務	1 歯科技工所の構造設備の改善又は使用の禁止の命令	○					
7 死体解剖保存法に関する事務	1 死体の保存の許可	○					
8 医薬品、医療機器等の品質、有効	1 薬局の開設の許可及びその更新	○					
	2 薬局の管理者の兼務の許可	○					

	性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務	3 医薬品の製造業及び製造販売業の許可及びその更新 4 医薬品販売業の許可及びその更新 5 高度管理医療機器の販売業又は貸与業の許可及びその更新 6 生物由来製品の記録等の指導及び助言 7 違反医薬品等の廃棄回収等の措置の命令及び命令に従わない場合の処分 8 医薬品販売業者に対する命令又は許可の取消し	○ ○ ○ ○ ○ ○								
	9 毒物及び劇物取締法に関する事務	1 特定毒物研究者の許可 2 毒物又は劇物の販売業の登録 3 毒物又は劇物の販売業者に対する設備の改善の措置の命令 4 毒物又は劇物の販売業の登録の取消し 5 特定毒物研究者の許可の取消し又は業務の停止の命令	○ ○ ○ ○ ○								
衛生課	1 理容師法及び美容師法に関する事務	1 理容師又は美容師の業務の停止の命令 2 理容所又は美容所の構造設備の検査及び確認 3 理容所又は美容所の閉鎖の命令	○ ○ ○								
	2 水道法に関する事務	1 専用水道の施設基準の適合の確認 2 専用水道の施設の改善の指示及び水道技術管理者の変更の勧告 3 簡易専用水道の管理に関する清掃等の措置の指示 4 専用水道又は簡易専用水道の設置者に対する給水停止の命令	○ ○ ○ ○								
	3 温泉法に関する事務	1 温泉の利用の許可 2 温泉の利用の許可を受けた者の地位の継承の承認 3 温泉の成分等の掲示の変更の命令 4 温泉の利用の許可の取消し又は利用の制限若しくは危害予防の措置の命令	○ ○ ○ ○								
	4 公衆浴場法に関する事務	1 公衆浴場の経営の許可 2 伝染性疾病の患者が入浴できる公衆浴場の許可 3 公衆浴場の経営の許可の取消し又は営業の停止の命令	○ ○ ○								
	5 旅館業法に関する事務	1 旅館業の営業の許可 2 営業者の地位の承継の承認 3 営業施設の構造設備の改善措置の命令 4 旅館業の営業の許可の取消し又は営業の停止の命令	○ ○ ○ ○								

6	クリーニング業法に関する事務	1 クリーニング所の構造設備の検査及び確認	○				
		2 営業者等の業務停止の命令	○				
		3 営業者に対する措置の命令又は営業の停止等の命令	○				
7	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関する事務	1 特定建築物の維持管理の方法の改善の命令又は使用の停止若しくは制限	○				
		2 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録	○				
		3 営業所の登録の取消し	○				
8	興行場法に関する事務	1 興行場の経営の許可	○				
		2 興行場の経営の許可の取消し又は営業の停止の命令	○				
9	滋賀県遊泳用プール条例に関する事務	1 遊泳用プールの開設の許可	○				
		2 遊泳用プールの使用停止又は衛生上必要な措置の命令	○				
		3 遊泳用プールの開設の許可の取消し	○				
10	食品衛生法に関する事務	1 食品衛生監視指導計画の策定及び公表	○				
		2 食品、添加物、器具又は容器包装の検査の命令	○				
		3 営業の許可及び許可の取消し	○				
		4 営業者に対する食品等の廃棄又は衛生上必要な措置の命令及び営業の禁止若しくは停止又は施設の改善の命令	○				
		5 食中毒等に関する調査の実施	○				
11	食品表示法に関する事務	1 食品表示基準違反に係る指示、措置の命令及び公表	○				
12	健康増進法に関する事務	1 管理栄養士を置かなければならない特定給食施設の指定	○				
		2 特定給食施設の設置者に対する勧告及び措置の命令	○				
		3 特別用途食品の検査及び収去	○				
		4 健康保持増進効果等の誇大表示の禁止に係る勧告又は命令	○				
13	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する事務	1 食鳥処理の事業の許可	○				
		2 食鳥処理場の構造設備の変更の許可	○				
		3 食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の停止の命令	○				
		4 食鳥処理場の整備改善の命令又は使用の禁止	○				
		5 食鳥処理衛生管理者の解任の命令	○				
		6 食鳥の検査の実施	○				
		7 確認規程の認定及び変更の認定	○				
		8 疾病にかかった食鳥等の廃棄等の措置	○				
		9 指定検査機関の指定及び指定の	○				

	<p>14 化製場等に関する法律に関する事務（動物の飼養又は収容のための施設に関するものを除く。）</p> <p>15 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に関する事務</p> <p>16 滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例に関する事務</p> <p>17 試験検査に関する事務</p>	<p>取消し並びに指定検査機関に対する監督命令等</p> <p>1 死亡獣畜取扱場以外の施設等における死亡獣畜の解体等の許可</p> <p>2 化製場等の設置の許可</p> <p>3 化製場等の設置者等に対する措置の命令</p> <p>4 化製場等の設置の許可の取消し又は施設の使用の制限若しくは禁止の命令</p> <p>1 健康被害が生じるおそれがある家庭用品の回収等の措置の命令</p> <p>1 営業者に対する食中毒の防止上必要な措置又はふぐの取扱いの停止の命令</p> <p>1 試験検査結果の確定 (1) 重要なもの (2) その他のもの</p> <p>2 外部精度管理の実施</p> <p>3 内部精度管理の実施</p>	<p>○</p>				
保健予防課	<p>1 予防接種法に関する事務</p> <p>2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する事務</p> <p>3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に関する事務</p>	<p>1 予防接種の実施の決定</p> <p>2 予防接種に関する公告</p> <p>1 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査の実施</p> <p>2 感染症に係る情報の公表</p> <p>3 感染症のまん延防止のための健康診断等の勧告、命令及び措置の実施</p> <p>4 感染症診査協議会への諮問の決定</p> <p>5 新感染症にかかっている疑いがある者に対する健康診断の受診の勧告及び措置の実施</p> <p>6 新感染症の所見がある者に対する入院の勧告及び措置の実施並びに移送</p> <p>1 健康診断の実施</p> <p>2 健康診断に関する記録の作成及び保存</p> <p>3 健康診断の結果に基づく指導</p>	<p>○</p>				
動物愛護センター	<p>1 動物の飼養又は収容のための施設に関する事務</p> <p>2 狂犬病予防法に関する事務</p>	<p>1 動物の飼養又は収容の許可</p> <p>2 動物の飼養又は収容のための施設の設置者等に対する措置の命令</p> <p>3 動物の飼養又は収容の許可の取消し又は施設の使用の制限若しくは禁止の命令</p> <p>1 犬を捕獲するために土地、建物等に立ち入る期間及び区域の指定</p> <p>2 犬の捕獲の公示</p> <p>3 狂犬病発生時における措置の決定</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>				

		4 犬等を処分し、又は殺す場合の 評価の実施				○		
	3 防疫に関する事 務	1 消毒作業の実施の決定				○		
	4 動物の愛護及び 管理に関する法律 に関する事務	1 第 1 種動物取扱業の登録及びそ の更新	○					
		2 第 1 種動物取扱業の登録の取消 し又は業務の停止の命令	○					
		3 第 1 種動物取扱業者及び第 2 種 動物取扱業者に対する動物の管理 の方法等の改善等の勧告及び命令	○					
		4 動物の飼養又は保管に起因する 生活環境保全のための措置の勧告 及び命令	○					
		5 特定動物の飼養及び保管並びに その変更の許可	○					
		6 特定動物の飼養及び保管の許可 の取消し	○					
		7 特定動物の飼養及び保管の方法 の改善措置の命令	○					
		8 負傷動物の収容の実施				○		
		9 犬及び猫の繁殖制限に係る指導 及び助言				○		
	5 滋賀県動物の保 護および管理に関 する条例に関する 事務	1 多頭飼養に関する助言及び指導				○		
		2 野犬等の収容の実施				○		
		3 収容した野犬等に係る通知及び 公示				○		
		4 収容した野犬等の処分の実施				○		
		5 野犬等の掃討の実施	○					
		6 特定動物の捕獲又は殺処分の実施	○					
		7 犬の飼い主に対するけい留等の 措置の命令	○					

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

大津市訓令第11号

大津市土地利用問題協議会規程（平成9年訓令第7号）の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

大津市長 越 直 美

第 2 条第 2 項中「、都市計画部長及び建設部長」を「及び未来まちづくり部長」に、「消防部長」を「消防局次長」に改め、同条第 3 項中「政策調整部政策監」の次に「、政策調整部調整監」を加え、「都市計画部政策監、都市計画課長」を「未来まちづくり部政策監、未来まちづくり部技監、まちづくり計画課長」に、「、建築指導課長及び建設部政策監」を「及び建築指導課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

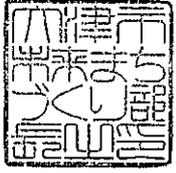
大津市告示第67号

公印を新調し、廃止し、及び改刻したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

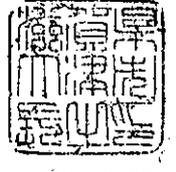
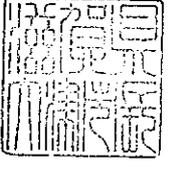
平成29年4月1日

大津市長 越 直 美

1 新調
職印

公印の名称	用 途	管守者	使用開始期日	印 影
大津市長之印	保険料額決定・変更通知書その他の通知書、督促状、催告書及び滞納処分に関する文書用	保険年金課長	平成29年4月1日	
大津市未来まちづくり部長之印	未来まちづくり部長名をもって発する文書用	まちづくり計画課長	平成29年4月1日	

2 廃止
職印

公印の名称	用 途	管守者	使用開始期日	印 影
滋賀県大津市長之印	市長名をもって発する一般文書用	交通・建設監理課長	平成29年4月1日	
	市民病院関係の一般文書及び証明書用	病院総務課長	平成29年4月1日	
	介護老人保健施設ケアセンターおおつ関係の一般文書及び証明書用	介護老人保健施設ケアセンターおおつ業務課長	平成29年4月1日	
滋賀県大津市長	証明書及び許可書用	交通・建設監理課長	平成29年4月1日	

大津市都市計画 部長之印	都市計画部長名をもつて発する文書用	都市計画課長	平成29年4月1日	
大津市建設部長 之印	建設部長名をもつて発する文書用	交通・建設監 理課長	平成29年4月1日	

3 改刻
職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用開始期日	印 影
滋賀県大津市長 之印	市長名をもつて発する 一般文書用	福祉政策課長	平成29年4月1日	新
				旧
		長寿政策課長	平成29年4月1日	新
				旧

大津市告示第68号

次に掲げる告示は、廃止する。

平成29年4月1日

大津市長 越 直 美

- (1) 平成 8 年告示第 28 号 (大津市介護老人保健施設事業の業務に係る出納取扱金融機関の指定について)
- (2) 平成 9 年告示第 102 号 (大津市病院事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定について)
- (3) 平成 9 年告示第 103 号 (大津市病院事業の業務に係る出納事務の一部を企業出納員に委任することについて)
- (4) 平成 16 年告示第 133 号 (口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報について)

大津市告示第 69 号

平成 21 年告示第 27 号 (大津市屋外広告物条例施行規則別表第 2 第 2 項第 1 号アの表に規定する市長が定める区域について) の一部を次のとおり改正する。

平成 29 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

「大津市役所都市計画部都市計画課」を「大津市役所未来まちづくり部まちづくり計画課」に改める。

訓 令
消 防 局 訓 令

大津市 訓 令 第 1 号
消防局訓令

大津市消防局事務決裁規程 (平成 23 年 訓 令 第 1 号) の一部を次のように改正する。

平成 29 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美
大津市消防局長 伊 藤 善 紀

- 第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げる。
- 第 3 条第 1 項第 2 号中「署長が定めるものについては、」を削り、同項第 3 号及び第 4 号を次のように改める。
- (3) 課長 大津市事務決裁規程第 2 条第 11 号に規定する課長の職務権限
- (4) 課長補佐 大津市事務決裁規程第 2 条第 12 号に規定する課長補佐の職務権限
- 第 3 条第 1 項第 5 号中「署長」を「課長」に改め、同項第 6 号中「及び専門員」を削り、「署長」を「課長」に改め、同項第 8 号中「署長」を「課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

消 防 局 訓 令

大津市消防局訓令第 2 号

大津市消防署の組織に関する規程 (昭和 44 年消防本部訓令第 5 号) の一部を次のように改正する。

平成 29 年 4 月 1 日

大津市消防局長 伊 藤 善 紀

第 2 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

署に次のとおり課及び係を置く。

大津市北消防署

- 消防第 1 課 庶務係 安全指導係 予防係 指揮係 消防係 救急係
- 消防第 2 課 庶務係 安全指導係 予防係 指揮係 消防係 救急係

大津市中消防署

- 消防第 1 課 庶務係 安全指導係 予防係 指揮係 消防係 救急係 救助係
- 消防第 2 課 庶務係 安全指導係 予防係 指揮係 消防係 救急係 救助係

大津市南消防署

- 消防第 1 課 庶務係 安全指導係 予防係 指揮係 消防係 南郷消防係 救急係 救助係
- 消防第 2 課 庶務係 安全指導係 予防係 指揮係 消防係 南郷消防係 救急係 救助係

大津市東消防署

消防第 1 課 庶務係 安全指導係 予防係 消防係 救急係
 消防第 2 課 庶務係 安全指導係 予防係 消防係 救急係

2 課に課長、係に係長を置く。

第 2 条第 3 項中「次に掲げる職の全部又は一部」を「副署長」に改め、同項各号を削り、同条第 6 項中「又は参事」を「又は課長」に、「署長補佐」を「課長補佐」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「第 3 項各号」を「第 4 項各号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 必要があるときは、課長の下に次に掲げる職の全部又は一部を置くことができる。

- (1) 課長補佐
- (2) 副参事
- (3) 主幹

第 3 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 課長補佐は、課長を補佐する。

第 4 条第 1 号中「参事、署長補佐」を「課長、課長補佐」に改める。

第 5 条の見出し中「及び係」を削り、同条中「署及び」を「署の消防第 1 課及び消防第 2 課並びに」に改め、同条庶務係の項第 7 号中「非常召集」を「非常招集」に改め、同条指揮第 1 係及び指揮第 2 係の項中「指揮第 1 係及び指揮第 2 係」を「指揮係」に改め、同条消防第 1 係及び消防第 2 係の項中「消防第 1 係及び消防第 2 係」を「消防係及び南郷消防係」に改め、同条救急第 1 係及び救急第 2 係の項中「救急第 1 係及び救急第 2 係」を「救急係」に改め、同条救助第 1 係及び救助第 2 係の項中「救助第 1 係及び救助第 2 係」を「救助係」に改める。

第 6 条第 2 項中「大津市中消防署救急出張所」を「大津市中消防署本宮救急出張所」に改め、同条第 3 項中「及び出張所」及び「大津市南消防署南郷出張所 消防第 1 係 消防第 2 係」を削る。

第 7 条第 3 項及び第 4 項を削り、同条第 5 項中「又は出張所」及び「(係を置かない出張所にあつては、当該出張所の所長)」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 6 項中「、第 4 項各号」を削り、同項を同条第 4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

5 出張所に所長を置く。

第 7 条第 7 項中「次に掲げる出張所の所長その他必要な職員は、当該各号」を「前項に定めるもののほか、出張所の職員は、次の各号」に、「消防署の」を「消防署又は消防署の係の」に改め、同項第 2 号中「中消防署救急出張所」を「中消防署本宮救急出張所」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 南消防署南郷出張所 南消防署消防第 1 課南郷消防係及び南消防署消防第 2 課南郷消防係

第 7 条中第 7 項を第 6 項とし、第 8 項を第 7 項とする。

第 9 条を削り、第 10 条を第 9 条とし、第 11 条を第 10 条とする。

第 12 条第 1 項中「消防第 1 係及び消防第 2 係の」を削り、同条第 2 項中「大津市中消防署水上出張所」を「大津市中消防署大津水上出張所」に改め、同条第 3 項中「大津市中消防署救急出張所」を「大津市中消防署本宮救急出張所」に改め、同条を第 11 条とし、第 13 条を第 12 条とし、第 14 条を第 13 条とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる消防署の係(以下この項において「改正前の係」という。)の係長、主査若しくは主任の職を命ぜられ、又は改正前の係に勤務を命ぜられていた者は、別に辞令を發せられない限り、施行日をもって、それぞれ同表の右欄に掲げる消防署の課の係(以下この項において「改正後の係」という。)の係長、主査若しくは主任の職を命ぜられ、又は改正後の係に勤務を命ぜられたものとみなす。

指揮第 1 係	消防第 1 課指揮係
指揮第 2 係	消防第 2 課指揮係
消防第 1 係	消防第 1 課消防係
消防第 2 係	消防第 2 課消防係
救急第 1 係	消防第 1 課救急係

救急第2係	消防第2課救急係
救助第1係	消防第1課救助係
救助第2係	消防第2課救助係

- 3 施行日の前日において南消防署南郷出張所消防第1係又は消防第2係(以下「改正前の係」という。)の係長、主査若しくは主任の職を命ぜられ、又は改正前の係に勤務を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、それぞれ南消防署消防第1課南郷消防係又は消防第2課南郷消防係(以下「改正後の係」という。)の係長、主査若しくは主任の職を命ぜられ、又は改正後の係に勤務を命ぜられたものとみなす。
(大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する消防局規程の一部改正)
- 4 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する消防局規程(平成24年消防局訓令第4号)の一部を次のように改正する。
第2条第3号中「同条第3項」を「同条第5項」に改める。

大津市消防局訓令第3号

大津市消防処務規程(昭和47年消防本部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

大津市消防局長 伊 藤 善 紀

第10条第2項を次のように改める。

- 2 口述試験の面接を行う者は、消防司令長以上の階級にある職員のうちから消防局長が指名する。

第13条の2第2項を次のように改める。

- 2 第10条第2項の規定は、試験委員について準用する。

第14条第2項を次のように改める。

- 2 第10条第2項の規定は、選考委員について準用する。

第16条第2項を次のように改める。

- 2 隔日勤務は、署にあっては消防第1課と消防第2課とが交代で、分署にあっては消防第1係と消防第2係とが、救急第1係と救急第2係とがそれぞれ交代で、勤務するものとする。

第19条第1項中「、署の参事及び署長補佐並びに」を「及び」に改め、「及び出張所長」を削る。

第23条第1項中「及び出張所」を削り、「署長の」を「出張所長の」に改める。

第25条第1項中「、署の参事若しくは署長補佐又は分署長若しくは出張所長」を「(分署にあっては分署長、出張所にあっては出張所長。次項において同じ。)」に改め、同条第2項中「により」を「の」に、「出張所長」を「副署長」に、「その」を「同項の引継ぎの」に改め、同条第3項を削る。

第60条第2号中「、消防部長」を削る。

様式第4号中「参事」を「課長」に改める。

様式第5号中 「

副署長 (所長)	参事
-------------	----

 を

副署長 (所長)	課長
-------------	----

 に改める。」

様式第10号及び様式第11号中「参事」を「課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

大津市消防局訓令第4号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する消防局規程(平成24年消防局訓令第4号)の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

大津市消防局長 伊 藤 善 紀

第2条第2号及び第3条中「消防部長」を「次長」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

大津市消防局訓令第 5 号

大津市消防職員服務規程 (昭和47年消防本部訓令第 3 号) の一部を次のように改正する。

平成29年 4 月 1 日

大津市消防局長 伊 藤 善 紀

別記様式中

消防局長	消防部長	次 長
------	------	-----

を

消防局長	次 長
------	-----

に、「西分署」

を「中消防署西分署」に、「大津水上出張所」を「中消防署大津水上出張所」に、

救急出張所

を

「中消防署本宮救急出張所」に、「南郷出張所」を「南消防署南郷出張所」に、「志賀分署」を「北消防署志賀

分署」に、「青山救急出張所」を「東消防署青山救急出張所」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市消防局訓令第 6 号

大津市消防職員安全衛生管理規程 (昭和59年消防本部訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

平成29年 4 月 1 日

大津市消防局長 伊 藤 善 紀

第 2 条中「(消防局にあつては課長、消防署にあつては署長をいう。以下同じ。)」を削る。

第 5 条第 2 項中「消防部長」を「次長」に改める。

第19条中「第13条第 1 項第 2 号」を「第13条第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 4 月 1 日

大津市教育委員会
教育長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第 3 号

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会行政組織規則 (平成23年教育委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 5 号を次のように改める。

(5) 生涯学習課

第 3 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 5 号に掲げる課の長は、次条第 1 項に規定する当該課の事務を分掌させるため、当該課にグループを置くものとする。

第 4 条の表生涯学習課の項を次のように改める。

生涯学習課	(1) 生涯学習に係る総合企画及び総合調整に関すること。 (2) 人権学習の推進に関すること。 (3) 社会教育及び家庭教育の推進に関すること。 (4) 社会教育関係団体等の育成等に関すること。 (5) 青少年及び成人の学習活動の促進並びに指導者の育成に関すること。 (6) 子ども読書活動の推進に関すること。 (7) 社会教育委員に関すること。 (8) 社会教育施設の設置及び管理に関すること。 (9) 公民館の企画、施設整備等に関すること。 (10) 公民館運営審議会に関すること。 (11) 大津公民館の指定管理者による管理に関すること。 (12) 公民館、生涯学習センター、北部地域文化センター、和邇文化センター、科学館及び図書館との連絡調整に関すること。 (13) 課及び公民館の一般庶務に関すること。
-------	--

第 5 条第 1 項第 1 号中「管理係 教育相談係 適応指導教室係」を「教育相談係」に改め、同条第 3 項中「次条」を「次条第 1 項」に改める。

第 6 条第 1 項の表教育相談センター管理係の項を削り、同センター教育相談係の項第 1 号中「及び第 3 号」を「から第 3 号まで」に改め、同係の項に次の 4 号を加える。

- (2) 教育相談センターの広報に関すること。
- (3) 教育相談センターの設備及び備品の維持管理に関すること。
- (4) 公印の保管に関すること。
- (5) 教育相談センターの一般庶務に関すること。

第 6 条第 1 項の表教育相談センター適応指導教室係の項を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる係長の職の事務取扱を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって当該係長の職の事務取扱を免ぜられたものとみなす。
 - (1) 教育相談センター管理係長
 - (2) 教育相談センター適応指導教室係長

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 29 年 4 月 1 日

大津市教育委員会
教育長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第 4 号

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

室長	分室
室次長	

を

室長	分室
室次長	必要と認める分室

に、

<table border="1"> <tr><td>教育監</td></tr> <tr><td>管理監</td></tr> </table>	教育監	管理監	<p>学校教育に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。</p> <p>特定の事業分野における専門的な知識を必要とする事務の執行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。</p>	を
教育監				
管理監				

教育監

学校教育に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。

に改める。

第 3 条第 4 項の表科学館次長の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育公務員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 4 月 1 日

大津市教育委員会
教育長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第 5 号

大津市教育公務員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市教育公務員の給与に関する条例施行規則（昭和61年教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条から第 4 条までを次のように改める。

（指導主事が受ける管理職手当の支給の範囲及び額）

第 2 条 条例第13条第 2 項の規定により一般職員の例により管理職手当を支給する場合における大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第21号。以下「一般職員給与条例」という。）第18条第 1 項の規則で指定する職は、別表第 1 の職の欄に掲げる職とし、その職を占める指導主事に支給する管理職手当の月額は、同表の支給額の欄に掲げる額とする。

（加算を受ける職員及び加算割合）

第 3 条 条例第13条第 2 項の規定により一般職員の例により期末手当又は勤勉手当を支給する場合における一般職員給与条例第20条第 5 項（一般職員給与条例第21条第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規則で定める職員は、当該職員に適用される給料表に応じて別表第 2 の職員欄に掲げる職員とし、一般職員給与条例第20条第 5 項の規則で定める割合は、同表の加算割合欄に定める割合とする。

（準用）

第 4 条 大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年規則第22号）第 6 条の 2、第 7 条及び第13条の規定は、職員が受ける給与について準用する。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とする。

別表第 2 及び別表第 3 を削る。

別表第 4 中「（第 4 条関係）」を「（第 2 条関係）」に改め、同表を別表第 2 とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市立幼稚園の教員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 4 月 1 日

大津市教育委員会
教育長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第 6 号

大津市立幼稚園の教員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

大津市立幼稚園の教員の管理職手当に関する規則（平成19年教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第14条第 1 項」を「第15条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

大津市教育委員会訓令第 3 号

大津市教育委員会事務決裁規程 (平成 6 年教育委員会訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

平成 29 年 4 月 1 日

大津市教育委員会
教育長 桶 谷 守

第 2 条第 9 号を次のように改める。

(9) 部長 教育次長及び図書館長をいう。

第 2 条第 10 号中「、図書館長及び図書館次長」を「及び科学館長」に改め、同条第 11 号中「図書館長」の次に「、科学館長及び次号に規定する館長」を加え、「堅田公民館次長」を「図書館次長」に改め、同条第 12 号中「教育機関の」の次に「館長 (教育委員会の指定する公民館長に限る。)、」を加え、「、次長」を「及び次長」に改め、「図書館次長及び」を削り、同条第 14 号中「第 5 条第 4 項」を「第 3 条第 3 項及び第 5 条第 3 項」に改め、「それぞれ」の次に「生涯学習課長、」を加える。

第 4 条 (見出しを含む。) 及び第 5 条中「教育次長」を「部長」に改める。

第 5 条の 2 第 3 項を削る。

第 6 条第 1 項及び第 2 項、第 7 条第 2 項、第 8 条第 2 項、第 8 条の 2 第 2 項、第 9 条第 1 項並びに第 11 条第 3 項中「教育次長」を「部長」に改める。

第 14 条第 2 項中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 図書館にあつては、別表に掲げる決裁事項のうち教育長の決裁を要する事項又は重要な事項については、教育次長の合議を受けなければならない。

第 16 条第 1 項の表中「教育次長」を「部長」に改める。

別表第 1 号の表中 「教育次長」 を 「部長」 に改め、同号の表 2 の部 2 の項第 9 号及び第 12 号並びに同部 3 の項第

1 号、第 4 号及び第 5 号中「教育次長」を「部長相当職位」に改め、別表第 2 号の表中 「教育次長」 を 「部長」 に

改める。

附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。